

北山村小規模事業者持続化補助金 補助対象事業の判断基準

1. 本補助金は日本商工会議所所管の小規模事業者持続化補助金を主たる基準とし、北山村で事業を行う小規模事業者の経営基盤の強化・各種サービスの拡充により事業の持続的発展を図るための設備導入・施設の改修工事等を実施するための補助事業です

2. 補助対象となる事業及び経費

・交付要綱第3条のとおり

- (1) 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
- (2) パンフレット・ホームページ等の広報物の多言語対応
- (3) 当該施設内における Wi-Fi 整備
- (4) 消防施設の整備（自動火災報知機・誘導灯・スプリンクラー設備等）
- (5) 各種表示・看板灯の点字対応、音声案内などのユニバーサルデザイン化
- (6) クレジットカード・電子マネー決済端末・パスポートリーダー端末の整備
- (7) トイレの洋式化、洋式トイレの増設
- (8) 業務効率化・顧客開拓に資する IT 導入
- (9) 販路開拓に資する経費
- (10) その他経営の改善に資する経費

なお、標記事業について対象経費・対象外の経費の基準を以下のとおりに設けています

交付対象外となるもの

- ① 新規性の認められない通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取り換え更新の機械装置等の購入
- ② 事業を行うために最低限必要な設備以外で、汎用性があり目的外使用になりうるもの
- ③ その他本補助制度の趣旨に基づき、既存の事業内容、申請事業計画から不適切であると判断されるもの

※村の要綱に定める目的の他、日本商工会議所所管の小規模事業者持続化補助金公募要領を主たる基準として判断します